報道発表資料

（県政）

滋賀県 Shiga Prefecture

提供年月日：2026年10月30日
工場・事業場の対応について
部局名：琵琶湖環境部
所属名：環境政策課
係名：環境管理係
担当者名：上津、五十嵐
電話番号：077-528-3365
内線：3365
河川の水質調査について
部局名：琵琶湖環境部
所属名：琵琶湖保全再生課
係名：水質・生態系係
担当者名：寺内、赤﨑
電話番号：077-528-3463
内線：3464

湖南市の茶釜川での「PFOS及びPFOA」の調査結果について（第3報）

湖南市の茶釜川での指針値（注1）を超える「PFOS及びPFOA」の検出を受け、県では汚染範囲の把握や原因の特定に向けた河川の水質調査や茶釜川周辺の工場・事業場への調査を進めているところです。

県が実施した茶釜川周辺の工場・事業場への調査の中で、汚染原因の1つと考えられる情報が得られましたので、これまでの調査結果とともにお知らせします。

また、河川における3回目の水質調査の結果について、あわせてお知らせします。

（注1）指針値とは、環境省が「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」のうち、「要監視項目」として、公共用水域・地下水の監視強化の観点から、目安となる値として定めたもの。

1.茶釜川周辺の工場・事業場への調査状況

（1）アンケートおよびヒアリング調査の結果

- 令和8年7月2日から8月7日までの間に、茶釜川周辺の工場・事業場（61社）に対してPFOSやPFOA（以下「PFOS等」という）の使用履歴等に関するアンケート調査を実施し、57社から回答を得ています。
- また、9月から、アンケート調査の結果等を踏まえて、より詳細な状況を把握するために茶釜川周辺の工場・事業場へ立ち入りし、ヒアリングおよび敷地内の確認を実施しています。【10月末までに53社に対して調査を実施。】

- これらの結果、茶釜川周辺の工場・事業場において、PFOS等の多量の使用履歴やPFOS等含有泡消火薬剤の使用・漏えいの履歴はありません。
- なお、ヒアリングを行ったすべての工場・事業場に対し、PFOS等に関する注意啓発を行い、自主管理の更なる徹底を指導するとともに、PFOS等含有泡消火薬剤の保管がある工場・事業場に対しては代替検討の要請をしています。

表1：アンケートおよびヒアリングにより把握したPFOS等の使用履歴等に関する情報

	履歴有りの事業場数	ヒアリング内容等
PFOS等の製造・使用（製造工程）履歴	1事業場	同事業場における過去のPFOS等の取扱量は1g/年未満 また、廃液が生じない工程で漏えいを確認できる状況での使用であり、環境中への排出はない
PFOS等含有泡消火薬剤の保管履歴	6事業場	すべての事業場で、使用や漏えいの履歴はない

（2）事業者における自主的な対応

- 上記（1）の県による調査を踏まえて、工場・事業場の排出水を自主的に測定された事業者から、県が公表した茶釜川での水質調査結果の値を超えて「PFOS及びPFOA」が検出（注2）されたとの報告がありました。
- 当該事業者では、これまでにPFOS等の製造・使用やPFOS等含有泡消火薬剤の保有の履歴がなく、現時点で検出原因は不明です。
- 現在、当該事業者は、自主的に排出水中の「PFOS及びPFOA」の濃度低減のための応急対策を行っています。また、同者は排出水における恒久的な対策の検討のため、排水中にPFOS等が含まれる原因の究明を進めています。

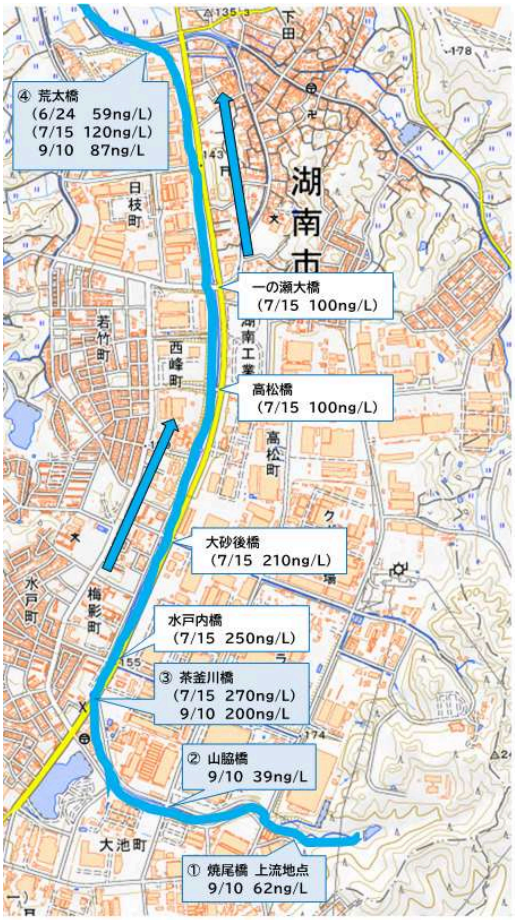
（注2）工場・事業場から河川へ排出する水に対して、法令に基づく「PFOS及びPFOA」の規制や基準値は定められていない。

2.河川の水質調査結果（令和8年9月10日実施）

表2：茶釜川の調査地点および調査結果

調査地点	PFOS及びPFOA（ng/L）【指針値：50ng/L】
1_焼尾橋上流地点	62
2_山脇橋	39
3_茶釜川橋	200（7月15日270ng/L）
4_荒太橋	87（6月24日59ng/L、7月15日120ng/L）

- 調査を実施した4地点のうち、3地点で指針値を超えた検出があり、茶釜川橋において、最も高い値が検出されました。なお、茶釜川橋より上流の山脇橋では、指針値を下回っていました。
- 茶釜川の最上流部（焼尾橋の上流地点）において、指針値を超えて検出されました。



図：調査地点(地理院タイルを加工して作成）[今回の調査地点を青に着色]

3.今後の県の対応

- 排出水において「PFOS及びPFOA」が検出した事業者における自主的な対応に関して、必要な指導または助言を行います。
- 茶釜川における「PFOS及びPFOA」の検出のその他の汚染原因の有無の把握のため、茶釜川周辺の工場・事業場への調査および注意啓発・自主管理の徹底の指導について、引き続き実施します。
- 焼尾橋の上流地点において指針値を超える値が検出されたことから、同地点よりも上流の事業場等を管理している湖南市とともに原因特定に向けた調査を行います。
- 茶釜川での「PFOS及びPFOA」の検出状況等を今後も確認するため、茶釜川およびその下流において定期的な水質調査の実施を検討します。
- 今後の調査結果等は、県HP「有機フッ素化合物（PFOS・PFOA等）について」において随時、掲載します。（https://www.pref.shiga.lg.jp/de00/2832.html）

【参考】PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- 有機フッ素化合物の一種であり、現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、製造・輸入等が原則禁止されています。
 （PFOSは平成22年（2010年）から、PFOAは令和3年（2021年）から原則禁止）
- 過去の主な用途
 PFOS:半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤など
 PFOA:フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など
- 「PFOS及びPFOA」の基準等
 国は令和2年5月28日、「PFOS及びPFOA」を、人の健康の保護に関する要監視項目[注1]に位置付け、公共用水域における指針値を1リットルあたり50ナノグラム[注2]（PFOSとPFOAの合算値）以下に定めました。
 水質汚濁防止法では、指定物質[注3]に指定されていますが、排水基準は設定されていません。

注1）人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

注2）50ng/Lとは、国が「PFOS及びPFOA」が含まれた水を体重50kgの人が一生涯にわたって、毎日2L飲用しても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルとして設定した値。

注3）水質事故等の発生時に直ちに流出防止等の応急の措置を講じるとともに、その事故の状況を県知事等に届出することが義務付けられている物質